

一級R-04

(No. 9) 木造軸組工法による地上2階建ての建築物に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

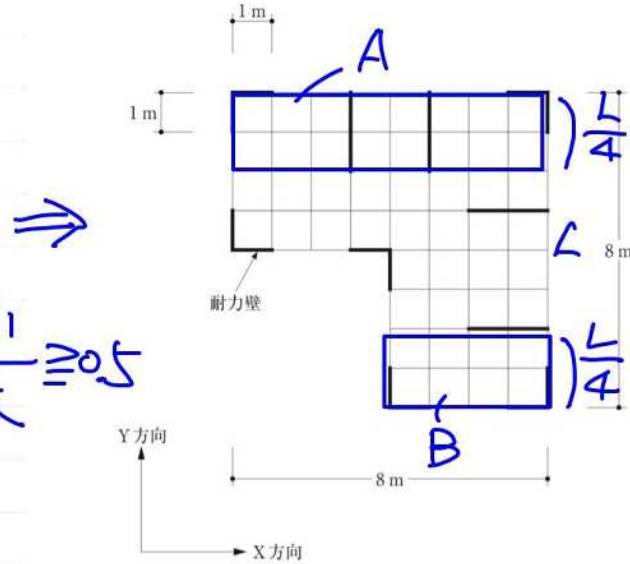
1.地震時等におけるねじれによる被害を防ぐために、壁率比が0.5以上となるように壁や筋かいを配置した。

施46条

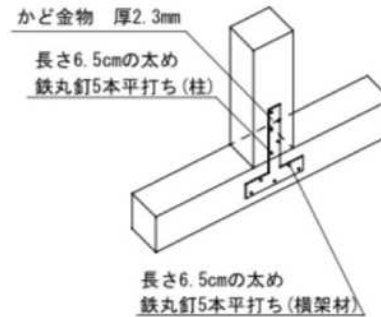
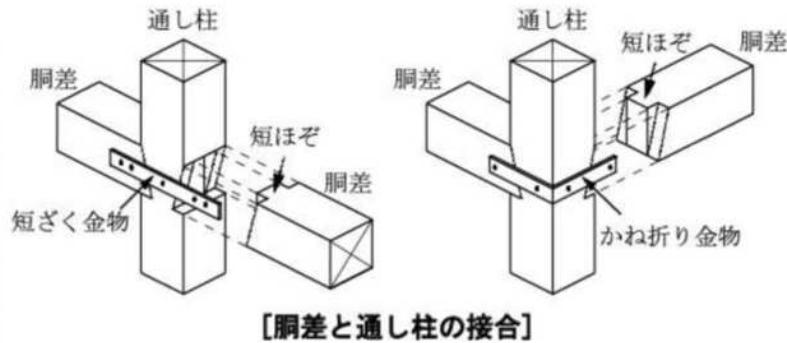
構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を鈎合し良く配置しなければならない。

$$\text{壁量充足率} = \frac{\text{存在壁量}}{\text{必要壁量}}$$

$$\text{壁率比} = \frac{\text{必要小}}{\text{必要大}} \geq 0.5$$



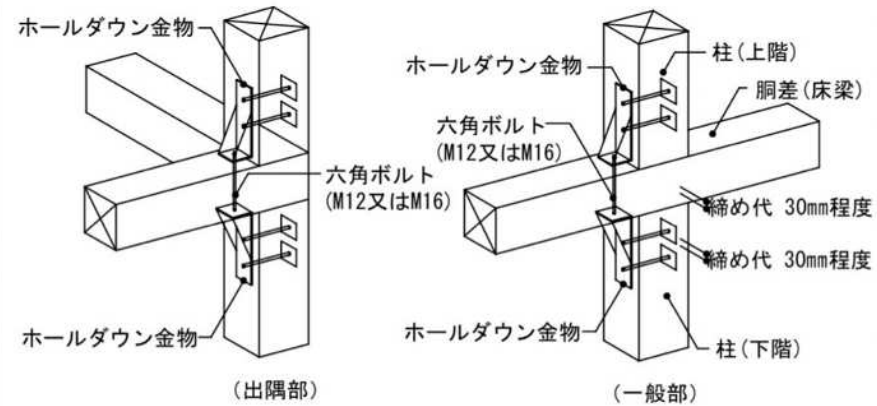
2.建築物の出隅にある通し柱と胴差との仕口部分を、かど金物を用いて接合した。



3.隅柱を通し柱としなかったので、1階と2階の管柱相互を通し柱と同等以上の耐力を有するよ
うに、金物により補強した。

施43条

5 階数が2以上の建築物におけるすみ
柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としな
ければならない。ただし、接合部を通し
柱と同等以上の耐力を有するように補強
した場合には、この限りでない。



4.筋かいが間柱と交差する部分は、間柱を欠き取り、筋かいは欠込みをせずに通すようにした。

施44条

4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋か
いをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、
必要な補強を行なったときは、この限りでない。

